

蔡の祈禱所

紀伊徳川家と高尾山

明治大学博物館 外山 徹

23

九代藩主治貞の治世

安永四年(二七七五)二月。紀州家八代藩主重倫は積年の病気を理由に藩主の座を退いた。代わつて九代藩主の座に着いたのは、支藩である伊予(西条(愛媛県西条市))藩主松平頼淳、改め徳川治貞であった。

九代藩主治貞

治貞は重倫の叔父にあたり、享保一三年(二七二八)に六代藩主宗直の第二子として出生している。重倫より一八歳も年長である。宝暦三年(一七五三)に西条藩主松平頼昌の養子となつて居る。

数え四八歳という、そろそろ隠居も視野に入る年齢での藩主就任は、重倫の子弟が幼少であつた

こともさることながら、西条時代に藩財政の立て直しに成功していたことが買われたようだ。儉約によつて数年で赤字財政を解消、用意金数万両を貯えるまでに回復させていた。

就任の年の六月十五日には早速屋敷の造作や衣服、寄合時の料理に至るまで質素を旨とすることが下令された。翌安永五年六月に初のお国入り。九月には経費節減策を家臣に下問、勘定奉行に領内の様子を探ねるが、農村の疲弊にともなう人心荒廢の報告を受ける。去る明和七年(二七七〇)には大早魘があり、領内では耕作地の放棄が相次いで、窮民は出稼ぎのため和歌山や江戸へ流出し

ていつた。安永九年三月には従来にも増して厳しい節制を徹底すべく「諸士節儉之制」が定められ、大御所重倫にも五、六年の内は諸事先例に拘わらず経費節減に努めることが要請されている。

この時期、諸藩は財政の悪化に苦しみ、特産物生産の奨励と専売制の導入によつて苦境を打開する動きが兆していた。しかし、治貞の施策は専ら儉約を旨とするものにより、三万石の小藩で通じた策は五万五千石の経済には通用しなかつた。

天明年間(二八八一〜八九)はよく知られるように、氣候不順や天災の相次いだ時期だつた。同七年にはついに和歌山城下で打ちこわしが発生するに至つた。そして、その年の九月には家臣に対して六カ年の半知借上げの止む無きとなるのである。「南紀徳川史」には家臣の俸禄を半分にするという非常の措置に対し「我ら不徳ゆえの儀と後

悔少なからず」という述懐が記されている。治貞自らの好物の鮎を止め、朝夕の食事は湯漬けとし、寒中暖房を節約しつつ、木綿の着物を着用して範を示したと言ふ。

治貞は儒者細井平洲に師事し、和歌山へ移つた後も儒者を招いて城内で四書(論語・大学・中庸・孟子)の講釈をさせるなど、好学の藩主であつた。伊勢松阪は和歌山藩の分領であり、本居宣長との間に親交があつた。「玉くしげ」は藩政についての諮問に対する献策の書で、半知借上げの最中、天明七年十二月の上梓である。

半知借上げからおよそ二年の後、藩経済の再生を果たせぬ内に寛政元年(二七八九)十月没。享年六一歳。生真面目で堅実な性格ながら、時世の変化に適応するだけの手腕は持ち合わせなかつたということになるだろう。

祈禱依頼の停止

安永四年十一月には七女備姫の出生に関わる祈禱依頼がなされるなど、隠居の後も祈禱依頼は継続した。閏十二月には「この度右御札などお指し越しこれ無く」「石はお紛れと存じ」と、未着の札を督促する書状が届くなど、体調回復後も速くにあつて高尾山への信心は冷めやらなかつたようだ。

祈禱縮小の契機は、翌五年十二月二十九日付の書状に始まる。「近年類焼後、別して指支えに付き」「今度厳しき儉約」のため例暮の八千枚護摩供祈禱料を来年暮れから五ヶ年間お断りすること、祈禱も正・五・九月のみ執行することが伝えられた。類焼が西ノ丸の建物なのかどうかは明らかでないが、治貞のお国入り後、儉約策の影響が及び始めたのかもしれない。同九年には七月一日付で「勝手不如意」の理由で正月のみ祈禱・御札の依頼をおこなうと伝えてきているが、



祈禱依頼の停止を伝える書面

時期的に先にも触れた「諸士節儉之制」に関わると推測される。

紀州家の祈禱所を勤める内に高尾山の寺勢拡張を担った体制にも終わりが近づいていた。天明元年(二七八二)十月五日付で「前葉王院御病身に付き、先般ご隠居、後住職の儀、貴院御附属成られそう由珍重存じたまつり」という挨拶状

が届く。「前葉王院」とは一七世秀興のこと。この年の六月二十七日に入寂の記録がある。書状は、一八世を継いだ秀神に対し「これまで御先住お励み成られそう通り、ご祈禱ご怠慢なくご執行成らるべき」と述べるが、紀州家との関係が深かつた隠居湛玄もまた、愛弟子の後を追うように十一月三日に遷化することに

なる。

天明六年十一月、いつもの浅井庄左衛門に加えて、五名の藩士が差出人に名を連ねた書面が届く。

御報相達候然者從太真殿女中取扱二而宝蔵院取次を以正五九月金貳百足ツ、被相備為得共右者来未年右寄附被致候処相達候由夫二付猶御祈禱御執行正五九月御札守御差越可被成旨委細御紙面之趣致承知候御祈禱之儀者御勝手次第之儀、二候へ共右正五九月御札守差越二者及不申候依之如此御座候恐惶謹言

- 鈴木惣次郎
- 李惣兵衛
- 言休(花押)
- 桑村彦太夫
- 元英(花押)
- 名取四郎三郎
- 堯暢(花押)
- 有本半左衛門
- 親胤(花押)

浅井庄左衛門 昌凭(花押)

《現代語訳》

(前略) 太真殿の女中取扱にて宝蔵院が取次ぎ正・五・九月に金二百足ずつをお供えしてきましたが、右は来る未年より年々つかわすのは止め、この節祠堂金として白銀五十枚を寄附することをお知らせします。それにより、なおご祈禱の執行と正・五・九月に御札守をお差し越しになる旨委細ご紙面の趣は承知いたしました。ご祈禱はご勝手次第第とし、正・五・九月の御札守はお差し越しにはおよびません。(後略)

「太真殿」とはこの年出家した重倫のことである。白銀五〇枚を永代祈禱料として利金の元手に奉納するので、来年以降、祈禱執行は勝手次第、御札の献上はしなくてよいとする、実質的な祈禱依頼

の停止であつた。ここに久しく続いた紀州家と高尾山との蜜月は終わりを迎えることになった。

浅井以外の五名も安永四〜六年に重倫の許に付属した面々で、有本は小姓頭から転じており浅井同様重倫の最側近と言え人物である。したがつてこの書面の趣旨は重倫ブレンから発したもので、追啓で重倫出家を述べる一文もあるが、祈禱依頼停止の理由は半知借上げを翌年に控えた藩財政窮乏が背景であろうことは想像に難くない。最上質の料紙を用いた折紙(二つ折りにして裏表に書面をしたためた形式)に側近六名の花押をともなう書面は、葉王院に対する最大限の敬意と見てよいだろう。

おことわり 本連載では史料の引用について、読みやすく原文に手を加えています。

《参考文献》笠原正夫「紀州藩の政治と社会」(清文堂、二〇〇二)